

# 第6章 環境リーダーとくしま

## 第3節 規制的・経済的手法の活用

### 1 現状と課題

地球温暖化対策の推進に当たっては、「経済的手法」、「規制的手法」、「普及啓発」の3つを総合的に推進する必要があります。

県では、平成29年1月に施行した「徳島県脱炭素社会の実現に向けた気候変動対策推進条例（愛称：すだちくん未来の地球条例）」において、気候変動対策に関する県民・事業者の責務の明文化、また環境に影響を与える一定規模以上の行動に対し計画書等の提出の義務づけ、さらには、中小排出事業者の報告書の提出を任意で対象とするなど、気候変動対策の着実な推進を図っています。

### 条例の構成

第1章 総則
第2章 気候変動対策に関する基本方針等
第3章 気候変動の緩和に係る対策
1 県民生活に係る対策
2 再生可能エネルギー等に係る対策
3 森林等による吸収作用の保全等に係る対策
4 フロン類の排出の抑制等に係る対策
第4章 気候変動への適応に係る対策
1 気候変動への適応に関する基本的施策
2 県民等の理解の促進等及び調査研究
第5章 環境教育等の推進
第6章 先導的な技術の活用及び先駆的な取組の実施等
第7章 雑則
第8章 罰則

国においては、平成24年10月から「地球温暖化対策税」を施行し、石油・天然ガス・石炭といった化石燃料の利用に対して、消費者に負担を求める制度が段階的にスタートし、当面の間はエコポイント制度やカーボン・オフセットなどの既存の経済的手法を援用しながら、社会を低炭素社会に変革していく必要があります。

#### 「地球温暖化対策のための税」について

- 全化石燃料に対してCO2排出量に応じた税率(28円/CO2トン)を上乗せ
- 平成24年10月から施行し、3年半かけて税率を段階的に引上げ
- 税収は我が国の温室効果ガスの9割を占めるエネルギー起源CO2排出抑制施策に充当

(CO2排出量1t当たりの税率)



また、企業の事業活動に伴う環境悪化を未然に防止

し、持続可能な社会を構築していくため、事業者に環境保全のための体制整備を求めた法律を適切に執行することや、県内の主要な事業者との間に環境保全のための措置を取り決めを行うなどの既存の「規制的措置」を適切に運用するほか、融資制度などの「経済的手法」の活用を図る必要があります。

### 2 本県の取組

#### (1) 経済的手法の導入

##### ○カーボン・オフセットに関する取組

事業者や地域住民などが自らの努力で削減できない温室効果ガス排出量を、排出削減・吸収に関するクレジットの購入などで埋め合わせる「カーボン・オフセット制度」について、制度の普及・クレジットの活用に向けた検討などに取り組んでいます。

##### ○環境保全施設整備等資金貸付制度

公害を防止し、良好な生活環境を保全するため、各種の公害関係法令によって規制措置がとられていますが、これらの規制に対応するために必要な公害防止施設等の設置には多額の資金を要します。

このため、本県においては、昭和43年4月に徳島県公害防除施設整備資金貸付制度を設け、中小企業者が自ら行う公害防除施設、産業廃棄物処理施設等の整備に必要な資金を融資することにより、公害防止対策を促進し、住民の健康を保護するとともに生活環境の保全を図ってきました。

平成11年度からは、環境保全施設整備等資金貸付制度に名称を改め、フロン対策や環境アセスメントの実施などの環境保全事業に必要な資金も融資対象とし、貸付枠も3,000万円から5,000万円に拡大することにより、制度の充実を図っています。

さらに、平成18年度からは、吹付けアスベストの飛散防止対策に必要な資金についても融資対象としています。

#### (2) 環境保全等を目的とする条例等の着実な推進

地域住民の健康を保護し、良好な生活環境を保全するためには、各種の環境関係法令等の規制に係る一律の環境保全対策に加えて、地域の実情に応じたきめ細かい対策を推進することが必要です。

このため、本県では、脱炭素社会の実現に向けた気候変動対策推進条例に基づく届出対象事業所等に対する着実な指導を行うほか、エコドライブやフロン対策等の情報提供や指導を併せて行っています。

また、生活環境保全条例第137条の規定に基づき、県下の主要な企業との間で関係市町とともに公害防止協定・環境保全協定を締結しています。

さらに、一定の要件を満たす事業者等に対し、公害防止管理者等を配置することを定めた「特定工場における公害防止組織の整備に関する法律」の適切な運用により、工場の操業に伴う公害の防止を図っています。

## ○環境の保全に関する協定

環境の保全に関する協定は、地方公共団体が、地域に立地する、または立地しようとする事業者との間で、相互合意に基づき、環境の保全（公害の防止）のために事業者がとるべき措置について取り決めを行うものです。

表6-3-1 環境保全（公害防止）協定締結事業場一覧

（平成30年4月1日現在）

協定の当事者			協定締結(最終改定)年月日
行政	企業名	工場等所在地	
県 阿南市	四国電力（株）	阿南市橋町	H7.2.8
	四国電力（株）	"	H7.2.8
	電源開発（株）		
	新日本電工（株）	"	H18.6.1
	王子製紙（株）	阿南市豊益町	H24.3.27
	王子ネピア（株）	阿南市辰巳町	
県 徳島市 北島町	帝人（株）	板野郡北島町	H16.8.17
	東亞合成（株）	徳島市川内町	H29.5.1
	日清紡ホールディングス（株）	"	H14.9.1
県 徳島市	大塚化学（株）	"	H14.9.1
	大塚食品（株）		
	大塚製薬（株）	"	H21.12.15
	大鵬薬品工業（株）	"	S62.12.10
	新日本理化（株）	"	S49.12.6
	四国トーセロ（株）	徳島市応神町	"
	四国化成工業（株） (吉成事業所)	"	H10.3.26
	徳島化製事業協業組合	徳島市不動本町	H7.5.15
	睦技研（株）	徳島市東沖洲	H8.3.29
	四国化成工業（株） (北島事業所)	板野郡北島町	S49.12.6
県 鳴門市	(株) 大塚製薬工場	鳴門市撫養町	H27.4.1
	大塚化学（株）		
	OATアグリオ（株）		
	鳴門塩業（株） (製塩工場)	"	S61.11.1
県 小松島市	鳴門塩業（株） (化学工場)	"	"
	日本製紙（株）	小松島市豊浦町	H26.10.1
	日本製紙パピリア（株）		
県 藍住町	(株) ジエイテクト	板野郡藍住町	H1.1.24

協定内容は工場（事業所）ごとに異なりますが、地域住民の健康や生活環境を保全するために、環境保全のための対策又は設備等について積極的に改善を行うとともに、その管理に万全を期すことについては、各工場（事業所）に共通しています。

また、環境保全のための組織整備や従業員に対する教育訓練の実施を規定しているほか、環境等の状況を常に把握しておくための調査測定を実施するとともに、その記録を整備するものとしています。

なお、県及び関係市町はその記録内容を書面にて確

認するとともに、必要に応じて工場（事業所）への立入調査を行っています。

## ○公害防止組織の整備

企業の事業活動に伴う公害の発生を未然に防止するためには、公害防止のための組織を整備する必要があり、それを定めたものが、「特定工場における公害防止組織の整備に関する法律」です。

同法に基づき、特定工場を設置する事業者は、工場内に公害防止管理者からなる公害防止組織を整備し、公害の防止に努めることとされています。同法の対象となる特定工場は、製造業（物品加工業を含む）、電気供給業、ガス供給業、熱供給業に属し、かつ、一定規模以上のばい煙発生施設、汚水等排出施設、騒音発生施設、粉じん発生施設、振動発生施設またはダイオキシン類発生施設のいずれかを設置している工場となっています。

公害防止組織は、公害防止に関する業務を統括管理する「公害防止統括者」及び公害防止に関する技術的事項を管理する「公害防止管理者」、さらには一定規模以上の特定工場において、公害防止統括者を補佐し、公害防止管理者を指揮する「公害防止主任管理者」からなり、それぞれ代理者の配置が義務づけられています。

公害防止管理者及び公害防止主任管理者並びにこれらの代理者は、工場に設置された施設や規模ごとに区分された国家試験、資格認定講習により資格を取得した者から選任することとされており、またこれらを選任または解任した際は、知事（一部は市町村長）に届け出なければなりません。

なお、平成29年度末の公害防止管理者等の選任状況は表6-3-2のとおりとなっています。

表6-3-2 特定工場における公害防止管理者等の選任状況  
(平成30年3月31日現在) (単位:人)

		製造業		工エネルギー供給業		計		
選任特定工場数		91		4		95		
公害防止統括者		66	(64)	4	(4)	70	(68)	
主任管理者		4	(4)			4	(4)	
公害 防 止 管 理 者	大気関係	第1種	1	(1)		1	(1)	
		第2種	2	(2)		2	(2)	
		第3種	18	(17)	4	(4)	22	(21)
		第4種	27	(26)			27	(26)
		計	48	(46)	4	(4)	52	(50)
水質関係	第1種	4	(4)	2	(2)	6	(6)	
		第2種	10	(10)			10	(10)
		第3種	10	(10)			10	(10)
		第4種	26	(26)			26	(26)
		計	50	(50)	2	(2)	52	(52)
特定粉じん関係								
一般粉じん関係		26	(24)	3	(3)	29	(27)	
騒音関係		6	(4)			6	(4)	
振動関係		4	(3)			4	(3)	
ダイオキシン関係		1	(1)			1	(1)	
合 計		135	(128)	9	(9)	144	(137)	

- (注) 1　述べ人数  
 2　( ) 内は代理者数  
 3　市町村への届出も含む

### 3 今後の取組

今後とも、県民や事業者の自主的な環境保全活動を促進するため、県の補助、融資制度の周知を図るとともに、県以外の制度に関する情報提供に努めます。

また、県民や事業者等への適切な規制や助言等を行います。